

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【権利の実現に関する要求項目】

1. 府の差別解消条例、差別解消取り組みについて

(1) 昨年度の改正法施行による事業者の合理的配慮の義務化を受け、差別の未然防止と適切な合理的配慮の提供に向け、特に府の委託事業をはじめ、差別事例が複数発生している業種に対しての、研修・啓発を行うこと。またその検討状況を示すこと。

（回答）

○ 令和6年4月の改正障害者差別解消法の施行を受けて、府の改正条例に続き法においても事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。合理的配慮の提供が適切に行われるためには、まずは合理的配慮とはどのような対応なのかを、事業者も含め広く府民に対し周知・啓発を進めてまいりたいと考えています。

○ 障がいを理由とする差別は、障がいのある方が生活を行うあらゆる場面で発生する可能性があります。そのため、ご指摘にあるように府が差別と分類するような相談事案が複数あった事業に関しては、同様の事案が発生する可能性があると考えられるため、未然防止の観点から当該事業を所管する部局や事業者団体等と連携しながら、引き続き研修や啓発に努めてまいります。

○ 昨年度は旅館業法の改正や万博の開催等を契機に旅館業法所管課と連携し、宿泊事業者向けに研修を行う取り組みや、府営住宅所管課と連携し、自治会で発生する事案を未然防止する観点から、住民へ全戸配布される便りの中に、法の趣旨や障がい理解に関して啓発を行う紙面を掲載するといった取り組み等を実施しました。今年度は、医療機関に関する事業者団体へ障がいを理由とする差別に関する出張講義を行う等の予定をしております。

○ 引き続き相談対応の状況等から業界全体への啓発等が必要と判断した場合は、事業所管課や事業者団体等の協力を得て、研修や啓発物配布等の取り組みを進めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【権利の実現に関する要求項目】

2. 住宅の入居差別について

(2) 入居差別の背景にはまだまだ障害者の暮らしぶりが知られておらず、「漠然とした不安」から拒否される例も多い。不安の払拭に向け、障害者やグループホームの暮らしの様子や入居支援制度を紹介するビデオ等の啓発媒体を作成すること。また改正住宅セーフティネット法等の 10 月施行に向け、福祉施策と住宅施策の連携を強化し、居住サポート住宅の供給促進、全市町村での居住支援協議会の設置等に向けた、具体的な方策を明らかにすること。

(回答) ※下線部について回答

- 障がい者の暮らしの場であるグループホームを地域住民に理解してもらうことは重要と認識しております。
- そのため、グループホームの役割やそこでの暮らしの様子などを紹介するチラシを作成し、府のホームページで周知を図るとともに、宅地建物取引業者研修会に出向いて、グループホーム制度について説明を行うなど、宅建業者や賃貸住宅家主等への普及・啓発に努めています。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【権利の実現に関する要求項目】

2. 住宅の入居差別について

(2) 入居差別の背景にはまだまだ障害者の暮らしぶりが知られておらず、「漠然とした不安」から拒否される例も多い。不安の払拭に向け、障害者やグループホームの暮らしの様子や入居支援制度を紹介するビデオ等の啓発媒体を作成すること。また改正住宅セーフティネット法等の10月施行に向け、福祉施策と住宅施策の連携を強化し、居住サポート住宅の供給促進、全市町村での居住支援協議会の設置等に向けた、具体的な方策を明らかにすること。

(回答)

- 障がい者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録等を含む住宅セーフティネット制度について、府、市町村、家主や宅建業者等で構成する会議などあらゆる機会をとらえ、周知・啓発を行うとともに、今年度も、居住支援法人や家主等が参加する研修会において、グループホームの暮らしの様子について紹介する予定です。
- 住宅セーフティネット法の改正については、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化のほか、新たな制度として、「居住サポート住宅認定制度」や、市区町村の協議会設置の努力義務化が盛り込まれています。
- 大阪府においては、市区町村の居住支援協議会の設立促進を目的として、令和4年度に、設立を検討する居住支援法人等を対象にした補助制度を創設し、体制整備を進めてきました。その結果、令和4年度は吹田市、令和5年度は守口市、令和6年度は堺市、令和7年4月1日には八尾市で居住支援協議会が設立されております。
- また、新たに設置された「居住サポート住宅」においても、居住支援法人や不動産事業者等に対し、会議・セミナー等、様々な機会を捉え、制度の周知・啓発を行ってまいります。
- 今後とも、地域の実情に応じた居住支援活動の実現に向け、引き続き、住宅部局と福祉部局が連携し、これらの取組を進めてまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【権利の実現に関する要求項目】

2. 住宅の入居差別について

(3) 公営住宅居住者の高齢化に伴う自治会活動の困難さから、各住宅で障害者とのトラブルが続出している。昨年府営住宅全戸配布の冊子に障害の理解を進める啓発記事が掲載されたことは大きな前進である。ただ1回で解決できる事象ではないので継続的な啓発を検討すること。また府営住宅の指定管理者にも障害者等の平等利用が伝わるよう、今回の経過等を伝えるなど周知啓発を進めること。さらに自治会活動の一部(清掃等)を業者に委託し共益費として府が徴収する仕組みについては、住民の負担額などに注意を払いながら、必要に応じて府が住民へ補助する仕組み等更なる方策を検討すること。

(回答)

- 非営利で行われる自治会活動であっても同種の行為を反復継続する意思をもって行うものは、障害者差別解消法上の事業者にあたります。このことを広く府民へ周知するため、令和7年3月に改訂した大阪府障がい者差別解消ガイドラインにおいて、新たな事業分野として「その他(自治会、マンション管理組合等)」を追記し、具体的な事例を示したところです。
- 自治会として事業を行うに当たり、障がいを理由とする差別を行うことは法で禁止されており、自治会活動を行う地域住民が障がいに対する理解を深めることができる取り組みを行うことが重要です。
- 障害者差別解消法所管課としては、今後も府営住宅所管課と連携し、障がい理解に関する周知・啓発活動に引き続き取り組むことや、依頼に応じて府営住宅の指定管理者向けに出張講義を行うなどし、府営住宅において障がいの有無に関わらず共生する社会が実現されることをめざします。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【権利の実現に関する要求項目】

2. 住宅の入居差別について

(3) 公営住宅居住者の高齢化に伴う自治会活動の困難さから、各住宅で障害者とのトラブルが続出している。昨年府営住宅全戸配布の冊子に障害の理解を進める啓発記事が掲載されたことは大きな前進である。ただ1回で解決できる事象ではないので継続的な啓発を検討すること。また府営住宅の指定管理者にも障害者等の平等利用が伝わるよう、今回の経過等を伝えるなど周知啓発を進めること。さらに自治会活動の一部(清掃等)を業者に委託し共益費として府が徴収する仕組みについては、住民の負担額などに注意を払いながら、必要に応じて府が住民へ補助する仕組み等更なる方策を検討すること。

(回答)

- 障がい者理解に係る入居者に対しての啓発については、昨年度、都市整備部・福祉部と連携して府営住宅全戸に配付するふれあいだよりに障がいの理解を進める啓発記事を掲載しました。今後とも継続的な掲載を進めていきます。
- 府営住宅の指定管理者に対しては、公募時において、高齢者や障がい者等に対する「平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策」について求めており、各管理センターにおいて取組が実施されているところです。
- また、今回の経過も踏まえ、障がい者に係る相談に管理センターが適切に対応できるようセンター長・所長が参画する会議において、障がい者理解に係る研修を福祉部の協力を得て実施しているところです。
- 自治会活動への支援については、入居者が実施することとなっている共用部分の除草や清掃など共同施設等の維持管理にかかる入居者負担の軽減を図るため、令和4年度から、7割以上の入居者の同意により、共益費として府が徴収し、業務委託できる制度を実施しているところであり、引き続き、本制度の周知を図ってまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 経営管理課
 都市整備部 住宅建築局 住宅経営室 施設保全課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【権利の実現に関する要求項目】

3. 旧優生保護法下における強制不妊手術に係る問題と、尊厳回復のための取り組みについて

大阪府として、障害者に不妊手術を強いた事実を重く受け止めること。また被害者の人権救済につなげるため、何としても一人でも多くの被害者を掘り起こすよう、あらゆる手立てを講じること。

大阪府は今年3月周知の一環として、今まで実施したものより詳しいアンケート調査を、障害者・児施設、精神科病院・一般病院に送付した。その結果をもとに個人への通知も含めた「その後の対応」を行うこと。またアンケート調査で対象者が十分に捉えられない場合、資料保全の通知等に付随したもの等ではなく、より直接的な調査を、府内自治体と連携して実施すること。さらに広報活動は昨年よりも更に拡大して行うこと。

また昨年 12 月に国から出された「旧優生保護法に係る対応状況及び障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」に基づき、「旧優生保護法の大阪府の歴史的経緯」などをまとめ、職員研修等を早期に行うこと。

（回答）※下線部について回答

- すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会を実現していくことは重要と認識しています。
- 府としては、国の動向も注視しながら、今後とも、府職員に対する障がい特性や合理的配慮に関する周知や研修を実施し、適切に対応できるよう、各関係部署とも連携し、職員研修の実施に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【権利の実現に関する要求項目】

3. 旧優生保護法下における強制不妊手術に係る問題と、尊厳回復のための取り組みについて

大阪府として、障害者に不妊手術を強いた事実を重く受け止めること。また被害者の人権救済につなげるため、何としても一人でも多くの被害者を掘り起こすよう、あらゆる手立てを講じること。

大阪府は今年3月周知の一環として、今まで実施したものより詳しいアンケート調査を、障害者・児施設、精神科病院・一般病院に送付した。その結果をもとに個人への通知も含めた「その後の対応」を行うこと。またアンケート調査で対象者が十分に捉えられない場合、資料保全の通知等に付随したもの等ではなく、より直接的な調査を、府内自治体と連携して実施すること。さらに広報活動は昨年よりも更に拡大して行うこと。

また昨年 12 月に国から出された「旧優生保護法に係る対応状況及び障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」に基づき、「旧優生保護法の大阪府の歴史的経緯」などをまとめ、職員研修等を早期に行うこと。

（回答）※下線部について回答

- 旧優生保護法施行当時、国の機関委任事務による優生手術の適否の判断に携わってきたことについては、府として非常に重く受け止めています。
- 府では、これまで国が作成したリーフレットやポスターを、市町村や医療・福祉・人権等の関係機関へ配布し、周知の協力を働きかけるとともに、Osaka Metro 等府内の鉄道会社の協力による、駅構内でのポスターの掲示などを行ってきたところです。
- 今年度は昨年度に引き続き、包括連携協定を締結している企業に、広報物の配布等のご協力をいただいているほか、より分かりやすい案内ができるよう、府においてリーフレット等の広報物を作成し、関係機関に配布を行う予定としています。
- また、対象者の方と接する機会の多い市町村、地域で活動される民生委員や社会福祉協議会の方に同制度を知り広めていただけるよう、部局間で連携し、府が開催する説明会や会議などあらゆる機会を捉えて同制度の発信に努めています。

- さらに、聴覚障がいのある方が安心して相談していただけるよう、一時金制度と同様に、公益社団法人大阪聴力障害者協会と連携して手話動画を作成し、サムネイル画像とともに掲載するなど、大阪府ホームページでの発信に力を入れています。
- メディア（新聞・テレビ CM）を用いた広報は、昨年度よりも期間・回数を拡大して実施する予定であり、一人でも多くの対象者の方に伝わるよう、引き続き、積極的な広報周知に取り組んでまいります。
- 補償金等支給法において、府は広報周知、相談、請求受付事務を所管しており、請求に関する調査が認められています。本年3月に請求手続等の周知の一環として、各施設を対象に資料の保全依頼と資料の有無について調査しており、資料があると回答のあった施設には個別に状況を伺うなど、丁寧に対応してまいります。
- 府では、衛生年報等の統計データなどの一部の資料を除き、旧優生保護法に係る行政文書が保存されていないことから、お示しの府の歴史的経緯をまとめることは困難な状況です。補償金等支給法において、調査・検証は国が実施することと規定されており、国において行われる調査等に対しては、府として真摯に対応します。

（回答部局課名）

健康医療部 保健医療室 地域保健課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【権利の実現に関する要求項目】

4. 障害者の所得補償について

- (1) 生活保護については、2026 年度まで「生活扶助の特例的対応」で従前額保障となっているが、2027 年度以降の基準作成に向け、前倒しで今年が定期検証の年となっている。引き続き他の自治体とも連携し、抜本的な基準額引き上げや、夏季加算等物価高騰への対応、また前回の議論であげられた級地区分の変更（実質的な引き下げ）を行わないこと、障害者加算、介護加算、住宅扶助の締め付け等行わないよう、国に強く働きかけること。

（回答）

- 生活保護制度は、憲法 25 条が保証する生存権を実現する制度として、国が責任をもって運営すべきものであると考えており、生活保護制度の見直しについては、大阪府といたしましても、生活保護受給者の生活実態を踏まえた制度となるよう、国に要望しているところです。

とりわけ、昨今の物価高騰の影響については本府も認識しており、国においてもその影響を検証するなど、引き続き実態を踏まえた制度となるよう働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 社会福祉推進室 社会援護課